

市町村介護保険事業計画の概要について

1 計画の期間

3年ごとに、3年を一期として定める。

- (※) 第5期計画(現在の計画)の期間は、平成24年度から平成26年度まで
第6期計画(次期の計画)の期間は、平成27年度から平成29年度まで
(第6期計画(次期の計画)策定は平成26年度末)

(2) 計画に定める主な事項

- ① 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量確保のための方策
- ② 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量確保のための方策
- ③ 指定居宅サービス等の事業者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

なお、介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画と一体のものとして作成されなければならないことや、市町村は、介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないことなどが介護保険法に定められている。

<参考資料> 介護保険法(抄)(別紙) ※市町村介護保険事業計画に関する部分